

平成27年6月30日

近隣住民の皆さま

国土交通省 中部地方整備局 建政部 計画管理課

## 都市部官民境界基本調査のお知らせ

平素、皆様方には国土交通省の実施する事業に対し格別なご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、都市部官民境界基本調査を行うにあたり、委託業者による測量を実施することになりました。都市部官民境界基本調査とは人口集中地区、中心市街地など国として重点的な対応を講ずる必要がある地区において、官民境界（街区の外周位置）についての測量等を行い、地図の数値化データや図面データを作成し、基礎的情報についての調査を行うものです。測量に従事する業者には、【官民境界基本調査】の腕章を着用させ、併せて国土交通省発行の身分証明書を携帯させておりますので、ご不明・ご不審な点がございましたら、下記までご連絡ください。

この事業を円滑に進めるため、土地所有者及び近隣住民の皆様方におかれましてはご理解、ご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 作業区域

熱海市 昭和町、清水町、中央町、銀座町及び東海岸町の各一部地内（裏面参照）

#### 2. 作業内容

道路等の境界調査及び測量

※ この調査では民地への立入りは致しません。また、土地所有者の方との立会いは行いません。

#### 3. 作業期間

平成27年 7月 13日～平成28年 1月 20日

#### 4. お問い合わせ先

（現場における作業関係等に関する問い合わせ）

・作業機関（測量・調査等の実施者）

株式会社フジヤマ 富士営業所 電話 0545-63-7600

・現場監督補助機関（国土交通省から現場監督を委託された機関）

公益社団法人 全国国土調査協会 電話 03-3519-2450

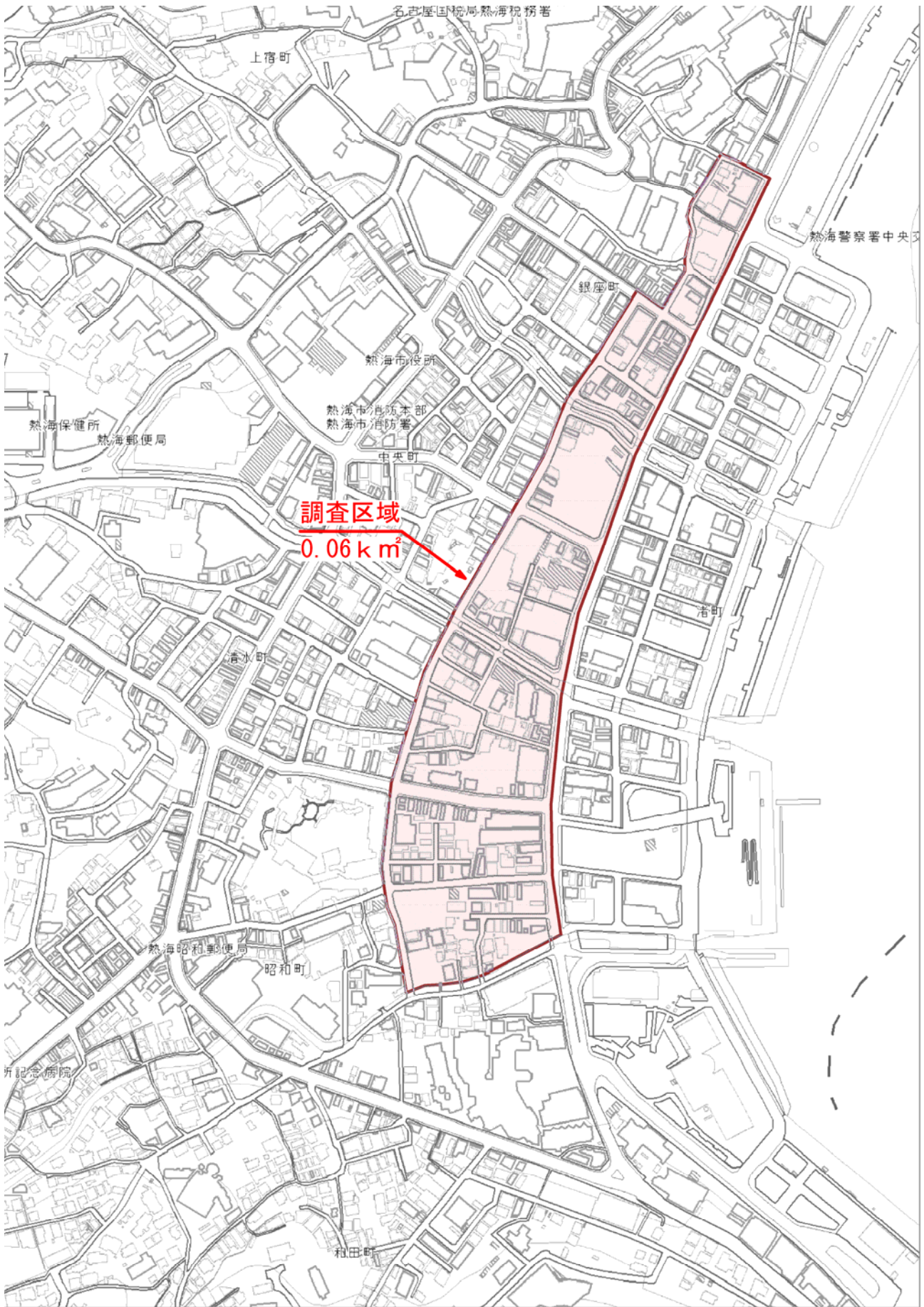
（都市部官民境界基本調査に関する一般的な問い合わせ）

国土交通省 中部地方整備局 建政部 計画管理課

電話 052-953-8571（直通）

熱海市役所 観光建設部 まちづくり課 都市計画室

電話 0557-86-6382



調査区域

0.06 km<sup>2</sup>

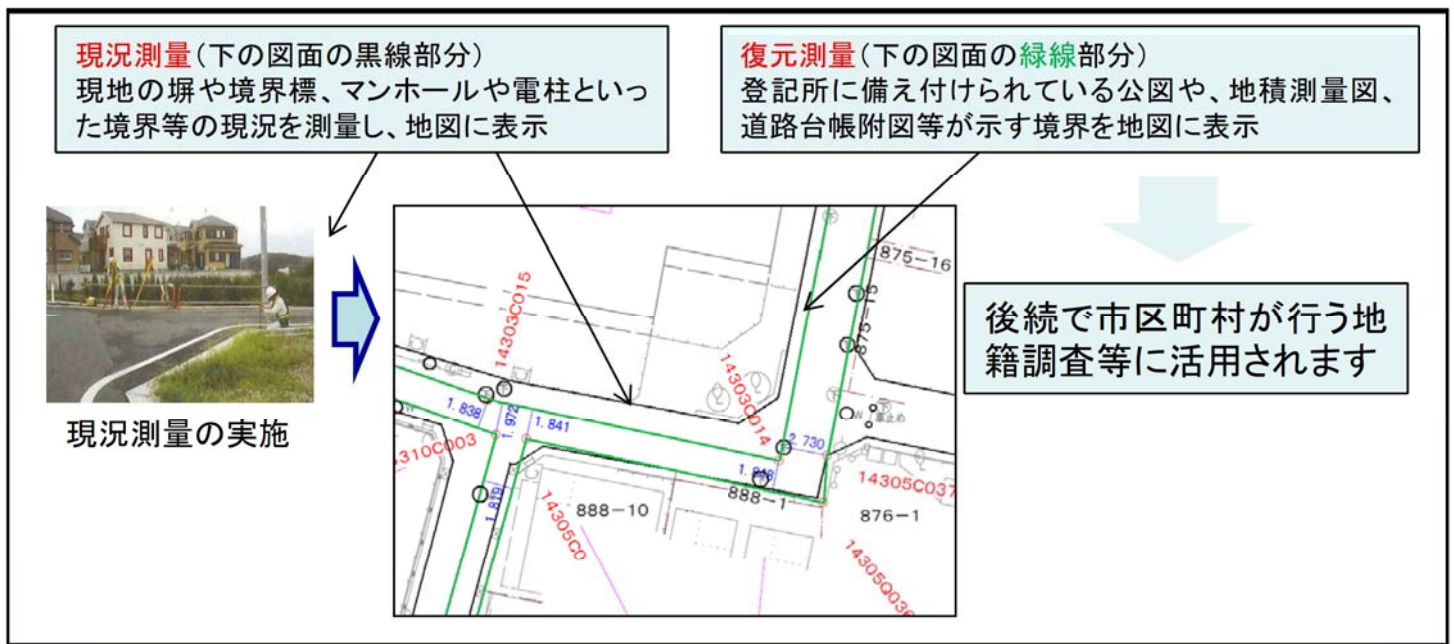
# 都市部官民境界基本調査

## 都市部官民境界基本調査とは

人口集中地域、中心市街地及び宅地など国として重点的な対応を講ずる必要がある地区において、官民境界(街区の外周位置)に係る測量等を行うものです。

具体的には、基準点の設置や道路付近の地形測量を行います。その成果は、実施先の市区町村に送られ、基本データとして様々な場面で有効利用されます。

〈作業イメージ〉



なお、この調査は、住民の皆様の立会を求めて官民境界を決めるものではありません。

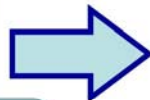
### 都市部官民境界基本調査の効果

地籍調査の遅れている都市部



国土地理院ホームページ

基本調査の実施



#### 公共物管理の適正化

道路構造物、道路附属物、道路占用物件等の情報も図面等にまとめられるので、道路管理や行政サービス向上に寄与します。

#### 防災対策に活用

仮に被災し、構造物が流出した場合でも、境界復元に活用できる基礎的なデータを事前に備えることができます。

#### 地籍調査の推進につながります

大規模災害の想定地域



国土地理院ホームページ

浸水予測図



Yahooホームページ

## 都市部官民境界基本調査のながれ

### 情報 収集

調査地域の官民境界に関する情報や資料（公図、道路台帳附図、地積測量図等参考資料）を収集します。



### 現地 測量

現地の塀や境界標、側溝やマンホールといった既に設置されている境界等の測量を行います。



### 境界 調査

現地測量の結果に基づき情報を図面に表示します。併せて、収集した資料が示す境界も地図に表示し、街区の外周位置について調査を行います。



### 成果の 作成

調査結果を基に、官民境界についての基礎的な情報を図面や簿冊にとりまとめます。



なお、この調査では、土地所有者(住民等)の方との立会はありません

調査の成果を市町村に送付

都市部官民境界基本調査後、市区町村で成果活用

〈問い合わせ先〉国土交通省 中部地方整備局 建政部 計画管理課  
都市部官民境界基本調査担当  
電話：052-953-8571(直通)